

改正

昭和50年3月29日条例第29号  
昭和52年3月25日条例第13号  
昭和55年12月19日条例第44号  
昭和57年12月21日条例第24号  
昭和59年3月28日条例第15号  
昭和59年12月24日条例第35号  
昭和60年3月29日条例第11号  
昭和60年10月9日条例第38号  
平成元年3月31日条例第35号  
平成元年10月5日条例第62号  
平成4年3月28日条例第13号  
平成6年12月19日条例第47号  
平成7年12月27日条例第22号  
平成8年3月29日条例第12号  
平成11年3月30日条例第14号  
平成12年3月29日条例第37号  
平成14年3月25日条例第22号  
平成15年3月24日条例第15号  
平成17年6月27日条例第21号  
平成18年3月27日条例第11号  
平成25年3月22日条例第17号  
平成30年3月23日条例第18号  
令和3年10月8日条例第18号

根室市都市公園条例

第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか根室市都市公園（以下「公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

**第2条** 法第2条の2に基づく根室市都市公園の名称及び位置は別表1のとおりとする。

第1章の2 配置及び規模の基準

(公園の配置及び規模に関する技術的基準)

**第2条の2** 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

(住民一人当たりの公園の敷地面積の基準)

**第2条の3** 市の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(市が設置する公園の配置及び規模の基準)

**第2条の4** 市が次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
  - (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園、及び主として運動の用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

- 第2条の5** 法第4条第1項本文の条例で定める一の公園に公園施設として設けられた建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。
- 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
  - 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
  - 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
  - 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
  - 6 令第8条第1項で定める割合は、100分の50とする。

## 第2章 管理

(行為の許可)

- 第3条** 公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は市長の許可を受けなければならない。
- (1) 行商、募金、その他これらに類する行為をすること。
  - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
  - (3) 興業を行うこと。
  - (4) 競技会、展示会、博覧会、その他これに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
    - ア 申請者の住所氏名及び職業（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。）
    - イ 行為の目的
    - ウ 行為の期間
    - エ 行為の場所又は公園施設
    - オ 行為の内容
    - カ その他市長が指示する事項

3 第1項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

- ア 申請者の住所氏名及び職業
- イ 変更する事項
- ウ 変更する理由
- エ その他市長が指示する事項

4 市長は第1項各号に掲げる行為が公衆の公園利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な条件を附することができる。  
(許可の特例)

**第4条** 法第6条第1項又は第3項の占用許可を受けた者は当該許可に係る事項については前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(使用料)

**第5条** 第3条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表2に掲げる金額の使用料を納付しなければならない。

(行為の禁止)

**第6条** 公園においては次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについてはこの限りでない。

- (1) 公園を損傷し又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し又は殺傷すること。
- (5) はり紙、若しくははり札をし又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 池で遊泳すること。
- (8) 車馬を乗り入れ又はとめおくこと。
- (9) 前各号のほか市長が公園管理上特に必要と認めて禁止すること。

(利用の禁止又は制限)

**第7条** 市長は公園の損壊その他の理由によりその利用が危険である場合、又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては公園を保全し又はその利用者の危険を防止するため区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の管理)

**第8条** 市が管理する公園施設のうち、次に掲げる施設の管理については別表4のとおりとし、その管理運営については規則で定める。

根室総合運動公園施設	子ども向け屋内遊戯施設「ふるさと遊びの広場」
------------	------------------------

2 市が管理する公園施設のうち、次に掲げる公園施設については、この条例の定めるもののほか根室市体育施設条例（昭和54年根室市条例第16号）の定めるところによる。

根室総合運動公園施設	スケート場
	河畔グラウンド
	テニスコート
	パークゴルフ場
	サッカー・ラグビー場

(公園の施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

**第9条** 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
  - ア 設置の目的
  - イ 設置の期間
  - ウ 設置の場所
  - エ 公園施設の構造及び外観

- オ 公園施設の管理の方法
  - カ 工事の実施方法
  - キ 工事の着手及び完了の時期
  - ク 都市公園の復旧の方法
  - ケ その他市長の指示する事項
  - (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
    - ア 管理の目的
    - イ 管理の期間
    - ウ 管理する公園施設
    - エ 管理の方法
    - オ その他市長の指示する事項
  - (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更に係る事項
- 2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 占有の場所及び期間
  - (2) 占有物件の管理の方法
  - (3) 工事实施の方法
  - (4) 工事の着手及び完了の時期
  - (5) 都市公園の復旧方法
  - (6) その他市長の指示する事項  
(軽易なる変更事項)

**第10条** 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの  
(占有料)

**第11条** 公園の占有の許可を受けた者は別表3に掲げる金額の占有料を納付しなければならない。

### 第3章 雑則

(権利の禁止等)

**第12条** 公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有の許可を受けた者はその権利を他人に譲渡し又は転貸することができない。

(監督処分)

**第13条** 市長は次の各号のいずれかに該当する者に対してこの条例の規定による許可を取消しその効力を停止し若しくはその条件を変更し又は行為の中止、原状回復、若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正の手段によりこの条例による許可を受けた者

2 市長は次の各号のいずれかに該当する場合はこの条件の規定による許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし又は同項の規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のため止むを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園利用に著しい支障が生じた場合

(届出)

**第14条** 次の各号のいずれかに該当する場合は当該行為をした者は速やかにその旨を市長に届出なければならない。

- (1) 法第6条第1項若しくは第2項の許可を受けた者が公園の占有に係る工事を完了したとき
- (2) 前号に掲げる者が法第10条第1項の規定により公園を原状に復したとき
- (3) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき
- (4) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた工事を完了したとき

(使用料の徴収)

**第15条** 第3条第1項各号に掲げる行為、又は第8条に規定する公園の占用期間が3月を超えない場合においては許可の際徴収する。

2 公園の使用期間が3月を超える場合においては次の各号に掲げる期間の区分により初期の分は使用の許可の際次期以降の分は当該各期の始めに徴収する。

(1) 第1期 4月から6月まで

(2) 第2期 7月から9月まで

(3) 第3期 10月から12月まで

(4) 第4期 1月から3月まで

(使用料の減免)

**第16条** 市長は公益上その他特別の理由があるときは使用料又は占用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料等の不還付)

**第17条** 既納の使用料及び占用料は還付しない。ただし、市長は特に必要があると認めるときはその全部又は一部を還付することができる。

(公園の区域の変更及び廃止)

**第18条** 市長は、公園の区域を変更し又は公園を廃止するときは当該公園の名称、位置変更又は廃止に係る区域、その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

**第19条** 第3条から第16条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(過料)

**第20条** 第3条第1項又は第3項及び第6条の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者又は第13条第1項若しくは第2項の規定による市長の命令に違反した者に対しては5万円以下の過料を科する。

2 偽りその他不正な行為により使用料の徴収を免れた者に対してはその徴収の免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人、又は人の業務に関し前2項に規定する違反行為をしたときは行為者を罰するほかその法人又は人に対しても過料を科する。

**第21条** 法第5条の3の規定により市長に代わつてその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

(委任)

**第22条** この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月29日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年3月25日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年12月19日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年12月21日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月28日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年12月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月29日条例第11号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年10月9日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 31 日条例第 35 号）

この条例は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 10 月 5 日条例第 62 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年 3 月 28 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 19 日条例第 47 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 12 月 27 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 12 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日条例第 14 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 29 日条例第 37 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 25 日条例第 22 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 24 日条例第 15 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 27 日条例第 21 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日条例第 11 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日条例第 17 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 8 日条例第 18 号）

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。（令和 3 年 12 月規則第 36 号で、同 3 年 12 月 22 日から施行）

#### 別表 1

名称	位置	面積（h a）	摘要
花園公園	根室市花園町 8 丁目	0.05	
敷島公園	根室市敷島町 2 丁目	0.09	
昭和公園	根室市昭和町 2 丁目	0.24	
明治町団地公園	根室市明治町 3 丁目	0.23	
西浜町団地第 1 公園	根室市西浜町 4 丁目	0.44	
西浜町団地第 2 公園	根室市西浜町 3 丁目	0.19	
光洋公園	根室市光洋町 4 丁目	0.11	
光和公園	根室市光和町 3 丁目	0.18	
ときわ台公園	根室市清隆町 3 丁目	0.80	
鳴海公園	根室市鳴海町 3 丁目・朝日町 1 丁目	1.2	
根室公園	根室市弥栄町 1 丁目・2 丁目	1.4	
駒ヶ丘公園	根室市光洋町 4 丁目	1.1	
明治公園	根室市牧の内	11.4	

望郷の岬公園	根室市納沙布	3.0
ふれあい広場	根室市月見町1丁目・2丁目・栄町 2丁目・駒場町1丁目	0.85
根室総合運動公園	根室市西浜町1丁目 2丁目	開設面積 14.6 (全体面積 26.6)
望洋公園	根室市駒場町3丁目20番地52	0.15

別表2

行為区分		単位	金額
行商・募金その他これらに準ずる行為		1平方メートル1月につき	550円
		1平方メートル1日につき	50円
業としての写真の撮影		写真機1台 1月につき	1,500円
		写真機1台 1日につき	150円
業としての映画の撮影		1日につき	1,500円
興行		1平方メートル1月につき	550円
競技会・展示会・博覧会その他これらに準ずる行為	入場料を徴収するとき	1平方メートル1月につき	550円
		1平方メートル1日につき	50円
	入場料を徴収しないとき	1平方メートル1月につき	300円
		1平方メートル1日につき	30円
その他前各号に準ずる行為		1平方メートル1日につき	50円

- ※備考 1 使用面積1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとして計算する。  
2 1件の使用許可にかかる、使用料の総額が100円に満たないときは100円とする。  
3 月額をもつて定めているものは、使用期間が16日以上のおときは1月分、16日未満のおときは半額とする。

別表3

占用区分	単位	金額
電柱（支線を含む）	1本 1年につき	870円
電話柱（支線を含む）	1本 1年につき	320円
変圧塔	1カ所 1年につき	990円
水道管・下水道管その他地下埋設物	1メートル又は1平方メートル 1年につき	
	口径20センチ未満	130円
	口径20～100センチ	320円
	口径100センチ超え	640円
郵便差出箱	1カ所 1年につき	400円
公衆電話室	1カ所 1年につき	990円
競技会・集会・展示会博覧会のための仮設工作物	1平方メートル 1月につき	100円
標識・案内板	1カ所 1年につき	790円
その他の物件・工作物又は施設	1平方メートル 1月につき	100円

- ※備考 1 占用面積が、1平方メートル未満の端数は1平方メートル、長さが1メートル未満の端数は1メートルとして計算する。  
2 1件の占用許可にかかる、占用料の総額が100円未満のおときは100円とする。  
3 月額をもつて定めているものは、占用期間が16日以上のおときは1月分、16日未満のおときは半額とする。  
4 年額をもつて定めているものは、使用期間が1年未満であるおときは月割りで計算する。

別表4（第8条関係）

施設名	利用者の範囲	使用料
子ども向け屋内遊戯施設「ふるさと遊びの広場」	(1) 中学校就学前の児童及びその保護者又はその児童を保護しなければならない者 (2) その他市長が必要と認める者	無料とする